

Title	石川明・石渡哲・芳賀雅顕編『EUの国際民事訴訟法判例II』
Sub Title	Akira Ishikawa, Satoshi Ishiwata, Masaaki Haga, The Precedents of European and International Civil Procedure II
Author	栗田, 陸雄(Kurita, Mutsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.12 (2013. 12) ,p.67- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20131228-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20131228-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

石川明・石渡哲・芳賀雅顕編

### 『EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ』

#### 一 本書の意義

本書は、石川明・石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』（信山社、二〇〇五年）の続編である。同書は、一九六八年の民事および商事事件に関する裁判管轄および執行に関する条約（ブリュッセル条約）等の法制下におけるヨーロッパ裁判所およびドイツ連邦通常裁判所の国際民事訴訟の分野における重要な二三の判例およびそれに関する議論を検討し、さらに日本法との関連ないし日本法における解釈を論じたものである（同書の紹介として、栗田陸雄・関西大学生協編「書評」一二八号・二〇〇七年がある）。また同書における判例選択という重要な役割は、フライブルク大学のディーター・ライポルト教授（Prof. Dr. Dieter Leipold）が担当している。同書は、わが国における国際民事訴訟法研究の基本的視座を提供する役割を担っ

たものと言いうる。

他方、本書は、前書の意義に鑑みて、その後の新判例および同書に掲載することができなかった判例の紹介・検討を目的として刊行されたものである。また本書において新たに取り上げられた判例は、前書と同様、フライブルク大学のディーター・ライポルト教授によって選定されたものである。

本書のしがきによると、ドイツにおいては、近年国際民事訴訟手続に関する教科書が多数刊行され、また民事訴訟法の教科書においても、民事手続法に関するEU規則に関する記述が増加しているようであり、また最近の民事手続法分野における博士論文あるいは教授資格論文においてはEU規則に関する判例・学説の分析が欠かせないものとなっているようである。これに対して、わが国においては、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（平成二十一年法律二四号）、国際裁判管轄に関する民事訴訟法の改正（平成二十三年法律三六号）により、法状態の整備が行われているものの、まだ国際民事訴訟法の領域は、民事訴訟法の教科書においては十分な記述を獲得していない状況にある。しかし、いまやそのための時機は熟していると思われる。また本書は、その作業において当然に基礎におか

れるべき内容を有しているといえよう。すなわち、本書は、ヨーロッパにおける民事手続法のダイナミズムを理解するための重要な文献であるが、それと同時に本書における各評者の考察はそれ自体としてわが国における国際民事訴訟法の解釈論を提示するものでもあるからである。また本書は、EU法における議論を契機としてわが国における議論を深化させており、その学術的意義は大きいものとして評価できよう。本紹介は、簡略化に努めた結果、判決内容と評者の考察の要点を指摘するにとどめ、前提としてのヨーロッパ裁判所の地位および法源に関する解説は、これを割愛せざるをえなかったが、本書への関心の一助となれば幸いである。

## 二 本書の内容

まず、「ヨーロッパ国際民事訴訟法の最近の変遷」(芳賀雅顕)が、前書が刊行された二〇〇五年以降のEU法とドイツ法の展開について概観を与えている。その後、第一部 主権免除、第二部 国際裁判管轄、第三部 訴訟競合 第四部 送達 第五部 外国判決の承認・執行、第六部 外国判決の変更、第七部 仮の権利保護、第八部 国際倒産、において、ヨーロッパ裁判所、ドイツ連邦憲法裁判所、ド

イツ連邦通常裁判所およびヨーロッパ人権裁判所の合計二一の判例が扱われている。以上のうち、第一部、第六部、第七部および第八部は本書において新たに追加された項目である。また各判例について、判決要旨、事実の概要、関連法文が掲記され、さらに研究において、評者により当該判決の意義、論点に関する議論が検討され、日本法における同様の問題についての解釈も試みられている(もちろん、問題により日本法との関連性の度合いには差があるが)。

### 第一部 主権免除

一 国家主権免除と外国判決の承認 判例一 (BGH, Urt. vom 26.6.2003) [中野俊一郎]は、第二次大戦中のギリシャにおけるドイツ軍の戦争犯罪を理由として、ドイツ連邦共和国に対し、被害者たるギリシャ人への損害賠償を命じたギリシャ裁判所の判決は、国家免除に関する国際法原則に違反するために承認されない、とした。ドイツは主権免除について一九六三年の連邦憲法裁判所の決定により制限免除主義を採用したが、ドイツ連邦通常裁判所は、本判決において戦争犯罪が主権免除の例外となりえないことを明らかにしたものである。評者は、主権免除の例外的制約について国際法上明確な基準が存在せず、また国内法に

おける基準が関係国において相違する場合にやはり問題が残るとし、わが国において上記のような判決の承認・執行が求められた場合に関する民法一一八条の解釈を論じている。

二 裁判を受ける権利・強行規範と主権免除 判例二 (CEDH, decision du 12 décembre 2002, requête no 59021/00, Kalogeropoulou et autres c. la Grèce et l'Allemagne) [濱本正太郎]は、判例一事件に関連する。ヨーロッパ人權裁判所は、法廷地国の判決が相手国の国際法上の強行法規違反を認定している場合でも、相手国が主権免除を理由として当該確定判決の執行を拒否することは、ヨーロッパ人權条約六条一項の裁判を受ける権利および同条約第一議定書一条の財産不可侵の違反を構成しないと判示した。評者は、主権免除により内国で裁判を受ける権利が侵害されたことにはならないこと、また主権免除(手続)が強行法規(実体)の違反を構成しないこと等について本決定の理論的基礎を明らかにしている。

三 執行免除 判例三 (BGH, Beschl. vom 4.10.2005 VII ZB 8/05) [石渡哲]は、ドイツ政府が仲裁判断を債務名義としてソヴィエト社会主義連邦共和国のドイツに対する売上税還付請求権を差し押さえかつ転付命令を取得した

事案である。ドイツ連邦通常裁判所は、本決定において当該の差押えを外交活動の遂行が妨げられる可能性がある限りにおいて許されないとし、また両国において仲裁合意が存在することから強制執行手続に関する主権免除の放棄は生じないと判示した。評者は、本決定が執行免除の要件とその疎明に関する要求を緩和したものと指摘している。また仲裁の合意から当然に執行免除が生じるものでないという本決定の趣旨が、わが国における主権免除法一七条一項二号等の解釈と共通性を有すること、さらにドイツのように容易に執行免除の放棄を認めないことはグローバルな経済交流を阻害する可能性があることを指摘している。

## 第二部 国際裁判管轄

四 プリュッセル条約二条の管轄規定とフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの抗弁 判例四 (EuGH, Urt. vom 1.3.2005-Rs. C-281/02 Owusu/Jackson u. a.) [本間靖規]は、英国の Court of Appeal において審理されている事件について先行判決を求められたもので、①プリュッセル条約二条に従い、締約国に住所を有する原告が同じく締約国に住所を有する被告を相手に民事訴訟を提起した場合に、当該民事訴訟が第三国に関連する場合にも同条約の適

用を認め、かつ②同条に基づく締約国の管轄をフォーラム・ノン・コンヴェニエンス理論に基づく抗弁によって否定することを認めなかったものである。本判決は、①について先例としての意義が認められる。また②に関連し、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理の一般的な適用条件については、先決的裁判の枠外であるとして回答していない。また評者は、同条約の適用範囲の理解についてなお未解決の領域を指摘している。

五 民事訴訟改正法施行後の国際裁判管轄の上告審による審査 判例五 (BGH, Urt. vom 28.11.2002) 「堤龍弥」は、①下級裁判所がその国際裁判管轄を認めまたは否定したことは、二〇〇一年七月二七日のドイツ民法改正法施行後で、上告の理由となりうる、②(ブリュッセル) 条約構成国の領域内に住所を有する(自然または法) 人に対するドイツ民法六六一 a 条の意味での懸賞約束を理由とする訴えについては、訴えを提起する消費者の住所地に、消費者事件(ブリュッセル条約一三・一四条) または不法行為(同条約五条三号) の国際裁判管轄がある、とした。評者によると、本判決は①について従来支配的であった肯定説保護の観点から消費者の住所地の裁判所にドイツ民法六六

一 a 条の懸賞契約に基づく訴えの国際裁判管轄を認めただけで、その根拠として懸賞事件または不法行為の管轄を一時的に挙げている点については、むしろ両者の適用範囲を区別する見解が多数であること、またわが国においても理論上同様の問題があると指摘している。

六 当選約束の履行請求に関する国際裁判管轄権 判例六 (EuGH, Urt. vom 20.12.2005-c27/02, Petra Engler/Janus Versand GmbH) 「長田真里」は、当選通知といわれる見せかけの賞金を当たったと信じた消費者がオーストリア消費者保護法五条丁項に基づいて外国に住所を有する業者に対して請求する場合、ブリュッセル条約のいずれの管轄原因が認められるかについて、オーストリアの裁判所から先行判決を求められた事案である。ヨーロッパ裁判所は、本判決においては動産もしくはサービスの供給を目的とした契約が締結されていないことから上記条約の一三条一項の適用場面ではなく、むしろ同条約五条一号(義務履行地)にあたるとしてオーストリアの国際裁判管轄を認めた。評者は、わが国における二〇一二年の改正民事訴訟による国際裁判管轄に関する規定のもとで、上記のような問題がどのように解決されるべきかを論じている。

七 当選約束に基づく履行請求についての義務履行地

判例七 (BGH, Urt. vom 11.12.2005) 「長田真里」は、ブリュッセル条約五条三項の不法行為の管轄あるいは一三条一項三号の消費者契約の管轄のいずれかによるとする従来の判例と異なり、判例六に従ったものである。その際、当選金支払請求の義務履行地を決定するために当該債務の準拠法を決定すべきことになるが、本判決はドイツ民法六六一条が介入規範であるとし、また同条が消費者保護の規定であることから消費者常居所地を履行地とした。しかし、評者は、この結論には無理があると、また今後ドイツ民法六六一条がローマI規則九条(優先的強行規定)にあたるか否かの判断が必要となると指摘している。

八 契約前の責任とブリュッセル条約五条一号と三号の特別管轄について 判例八 (EuGH, Urt. vom 17.9.2002, C-334/00, FonderieOfficine Meccaniche Tacconi SpA/ Heinrich Wagner Sinto Maschinenfabrik GmbH=HWS) 「山田恒久」は、イタリア最高破産院の先行判決の求めに応じて、契約締結交渉過程における信義に基づき誠実に行動しなければならぬということを要求している法規の不遵守を理由として損害賠償を求める訴訟において、契約を締結しないという被告の行為は、ブリュッセル条約五条三項に定められている不法行為、違法行為、または、準違法

行為に該当する旨判示したものである。評者は、ブリュッセル条約における管轄の基本構造を分析したうえで、本判決が条約五条一号の義務履行地の裁判籍と同三号の不法行為地等の裁判籍の適用領域が異なることを再確認したものであること、また条約上の管轄原因について条約の自律的解釈の必要性を判示したものを指摘している。

九 客観的併合の裁判籍 判例九 (BGH, Urt. vom 7.12.2004) 「芳賀雅顕」は、ドイツにおける不法行為地の国際裁判管轄(ブリュッセル条約五条三号)のみが基礎づけられる場合に、不法行為地の裁判所は契約事件(同五条一号)を併合して審理することを許されないとしたものである。ドイツ連邦通常裁判所は、この点について従来のヨーロッパ裁判所およびドイツ連邦通常裁判所の判例に従っている。なお本判決は、従来のヨーロッパ裁判所の判例に従い契約事件における義務履行地の決定について法廷地国の国際私法によって定まる準拠法を基準として債務者の住所地となる旨を判示している。評者は、上記の問題に關するわが国の民法三条の六の進歩性を指摘しながら、同条の「密接な関連」の理解についてドイツにおける議論との重要な関係を指摘している。

### 第三部 訴訟競合

#### 一〇 プリュッセル条約二一条における同一請求概念

判例一〇 (BGH, Urt. vom 6.2.2002-ZR 106/01, Stuttgart) 「酒井二」は、国際的訴訟競合の場面において後訴を職権によって中止する(プリュッセル条約二一条一項)には、「請求の同一性」を申立ての形式ではなく、両紛争の核心により判断すべきであるとして、契約解除に関する訴訟と解除が正当でないことを前提とする損害賠償請求訴訟との間に請求の同一性を認めた。評者は、わが国においては、国際的訴訟競合の問題は自国の国際民事訴訟法の解釈問題となるが、上記条約の解釈が締約国の訴訟物概念に波及する可能性を指摘している。

#### 一一 国際訴訟競合における外国手続の長期化 判例

一一 (BGH, Urt. vom 26.11.1983) 「芳賀雅顕」は、民商事事件における判決の承認執行に関するドイツ・イタリア条約二一条により、イタリアの裁判所に妻の離婚請求訴訟が先に係属した場合、ドイツにおける夫の離婚請求の申立ては拒否されるべきである、しかし、それではドイツ法の観点から夫に認められた権利保護が期待しうる形では達成することができない場合には、イタリアの訴訟係属は考慮されず、ドイツにおける夫の申立ては適法である、としたも

のである。評者は、わが国の民事訴訟法には国際的訴訟競合に関する規定が存在しないことから、本判決に関するドイツの学説および判例の検討を通じて、わが国における解  
釈論を提示している。

### 第四部 送達

#### 一二 米国クラスアクションの訴状のドイツ国内における送達の差止め 判例一一 (BVerfG, Beschl. vom 25.7.2003-2BvR 1188/03) 「安達栄司」は、米国の連邦地方裁判所に提起されたクラスアクションについて、ドイツ企業に対する訴状の司法共助による送達を許可したデュッセルドルフ

高裁長官の決定に対して被告が憲法異議を申し立て、本案審理の前に仮の命令(連邦憲法裁判所法三二条一項)により送達を差し止めた事案である。ドイツ連邦憲法裁判所は、本決定において、ジャーナリストイックな圧力と敗訴の場合の危険性に屈服させることを目的として、外国裁判所の訴訟手続が濫用的な態様で利用されていることが明白な場合、その訴状の送達は仮の命令によって差し止められる、とした。後に憲法異議の申立てが取り下げられたため、本案に関する判断はなされていないが、ハーグ送達条約一三条一項の送達留保条項に関する従来の通説および判例の制

限的な立場との関係で、本決定の位置づけが問題となる。評者は、次の判例一三が再び制限説によっていることを考慮して、送達の拒否は本件におけるように法外な損害賠償の支払いを求める等極端な場合に限定されることを示唆している。

一三 米国の懲罰的損害賠償請求の訴状のドイツ国内における送達の差止め 判例一三 (ByVerfG, BeschL vom 11.6.2004) 「安達米司」は、米国裁判所で提起された損害賠償および懲罰的損害賠償を求める訴えのドイツ国内における訴状の送達について、判例一二と異なり、ハーグ送達条約一三条一項の留保条項を制限的に解釈し、差止めを認めなかったものである。

一四 外国で送達する訴状の時効中断効 判例一四 (BGH, Urt. vom 11.7.2003-V ZR 414/02, OLG Brandenburg) 「中山幸二」は、時効期間満了前にドイツの裁判所に提起された訴訟の訴状が、イタリアに居住する被告に対して時効期間満了から五ヶ月後に到達した場合にも、時効の中断効を認めたものである。ドイツ民法旧二七〇条三項(現一六七条)は、「送達によって期間が遵守されまたは時効が中断されるべきときは、その後引き続き(demnachst)送達がなされるべきに限り、その効力は、

すでに申立ての提出または陳述をなすことにより生じる」と規定していたが、本判決は「引き続き」に絶対的な限界がないことを示した一例である。評者は、国際的送達の迅速化が問題であるところ、本件におけるハーグ送達条約のその後の展開としてEU送達規則に論及している。

## 第五部 外国判決の承認執行

一五 保証債務の支払いを命ずる外国給付判決の執行宣言とドイツの公序違反 判例一五 (BGH, BeschL vom 24.02.1999) 「石川明・芳賀雅顕」は、ブリュッセル条約二七条一号の外国判決承認要件の解釈として、ドイツ民法一三八条の公序要件に基づいて審査すべきではなく、当該外国判決によって債務者を拘束することが憲法に反する方法によって債務者の行動の自由を制限するかどうかを基準として審査すべきところ、後者の要件が充足されていることは示されていない、としたものである。評者は、わが国においても問題状況が同様であることから、わが国における承認・執行要件としての公序の判断基準のあり方について、また判断の基準時点について論証を行っている。

一六 外国判決の承認要件・手続的公序 判例一六 (① EuGH, Urt. vom 28.3.2000-Rs. C-7/98, Dieter Krombach/



Andre Bamberski ② BGH, Beschl. vom 29.6.2000-IX ZB 23/97) 「村上正子」ブリュッセル条約二七条一号は、ほかの締約国で下された裁判の承認が例外的に拒絶される事由の一つとして「その承認が、承認を求められた国の公序に反するとき」と規定している。①ヨーロッパ裁判所は、ドイツ連邦通常裁判所から求められた先行判決において、条約上の公序概念を定義したうえで、締約国の裁判管轄が過剰な管轄であることは、執行国の公序にあたらぬが、しかし、弁護人を求める権利は条約締約国に共通する憲法上の伝統から派生する基本権の一つに属するとして、条約上の公序にあたる、とした。②ドイツ連邦通常裁判所は、①の先行判決を受けて当該事案における承認・執行を拒絶している。本件においては、承認・執行を求められた判決がフランス法上の付帯私訴手続に基づいているという特徴がある。評者は、わが国の問題としてもヨーロッパ裁判所の基本権重視の考え方を評価するが、さらに判決国において被告が救済手段を尽くしたかどうか、またそのための可能性の有無という新たな視点を追加している。

一七 外国判決承認の要件としての相互の保証 判例

一七 (BGH, Urt. vom 24.10.2000-XI ZR 300/99) 「越山和広」は、外国国家との間に合意が存在しない場合にも、両

国の外国判決承認に関する法および実務上、全体的に評価して本質的に同等の条件が認められているときは、ドイツ民訴訟法三二八条一項五号の相互性は保証されているとし、カナダのブリティッシュ・コロンビア州との間に相互保証性を認めたものである。本件事案においては、もともとカナダで訴えが提起され、さらに被告の住所地国であるドイツに訴えが提起されたところ、二重起訴の抗弁（ドイツ民訴訟法三六一條三項一號類推）が提出された。ドイツ法上の二重起訴の解釈として、先行する外国訴訟における判決がドイツで承認される可能性が確実であることが必要であるところ、外国判決承認の要件の一つである相互の保証が問題となった。本判決には、相互保証の判断基準として全体的な考察で足りるとした点に先例としての意義が認められるようであるが、評者は、本判決とドイツにおいて定着している「部分的相互保証論（例・金銭の支払いを命じる判決など特定の種類の判決の相互保証）」との関係が不明であるとし、日本法の議論においては、この点に注意することの必要性を指摘している。

## 第六部 外国判決の変更

一八 外国扶養債務名義の内国での変更可能性 判例

一八 (BGH Urt. vom 16.1983-IVb ZR 386/81) 「越山和広」は、ユーゴスラビアの扶養に関する定期金の支払いを命じる確定判決に対してその変更が申し立てられた事案である。ドイツ連邦通常裁判所は、上記外国判決のドイツ国内における一般的な変更可能性を認め、かつその要件および程度の判断基準として外国裁判所が裁判の基礎においた実質法を用いる、としたものである。外国裁判変更の準拠法については学説上議論があるが、本判決は、事案の性格もあり、結論に至る筋道を説明していない。評者は右の議論を検討し、また本判決に関する議論が二〇〇九年九月一日以降ドイツ家事事件手続法二三八条にも当てはまることを指摘している。

## 第七部 仮の権利保護

一九 保全処分における相容れない裁判 判例一九 (EuGH-5.Kammer-Urt. vom 6.6.2002-Rs. C-80/00. Italian Leather SpA/WECO Polstermöbel GmbH & Co.) 「三上威彦」は、ドイツ連邦通常裁判所の先行判決の求めに対して、債務者に対して一定の不作為を命じる外国仮処分の裁判と執行国のそのような処分を課すことを拒絶する旨の裁判は相容れないものであり、執行国は、両裁判が相容れないものであると認定した場合には、外国裁判所の裁判の承認を拒絶する義務を負う、とした。評者は、本判決がブリュッセル条約二七条三号の外国裁判所の裁判の承認拒絶事由の解釈について、当該裁判に保全処分の裁判も含まれること、「相容れない」という判断は、法律効果を基準とすること、執行国は、相容れない裁判であることを認定した場合には、承認を拒絶しなければならないことを明確にした点にその意義を認める。またわが国においては保全処分の裁判が承認・執行の対象とならないことが自明の解釈であるものの、将来その再検討を迫られる可能性があることを指摘している。

二〇 ブリュッセル条約 (ブリュッセル I 規則) の下における訴訟差止命令の許容性 判例二〇 (EuGH, Urt. vom 27.4.2004-Rs. C-159/02. Gregory Paul Turner./Felix Fareed Ismail Grovit u. a.) 「小田司」は、英国貴族院裁判所の先行判決の求めに対して、ある締約国 (英国) の裁判所がそこで係属する訴訟の当事者の一方に対して、他の締約国 (スペイン) の裁判所における提訴、またはそこでの訴訟の続行を禁止する訴訟差止命令を発令することは、たとえその者がすでに係属する訴訟の妨害を目的とした信義則に反する行為をしている場合であっても、ブリュッセル

条約（ブリュッセルI規則・二〇〇〇年）に反し許されない、としたものである。英国の訴訟差止命令は、外国裁判所に対して訴訟を提起した原告に対して発令されるコモン・ローに特有の制度であるが、ヨーロッパ裁判所は、上記の差止命令が他の締約国の管轄権に対する侵害であると、またその論拠をブリュッセル規則Iにおける締約国に対する司法への信頼または同規則二七条一項および二項の二重起訴禁止の趣旨に求めている。評者は、ヨーロッパ裁判所がすでに専属的合意管轄に反する提訴がある場合にも、また仲裁合意違反の提訴がある場合にも同様の判決をしていることを明らかにし、またわが国においては上記の訴訟差止命令が民法一一八条の承認要件を具備せず承認されないこと、さらにわが国裁判所がそのような保全命令を発令することは外国国家の主権を侵害するおそれがあること等から認められないとしている。

## 第八部 国際倒産

判例二一 (EuGH-Große Kammer- Urt. vom 2.5.2006-Rs C-341/04 Eurofood IFSC Ltd.) 「木川裕一郎」は、アイルランド最高裁判所の先行判決の求めに対して、倒産手続の国際裁判管轄の所在につき、EU倒産指令三条一項二文に

よる定款上の所在地国（アイルランド）とする推定を覆すには、これと相容れない客観的かつ第三者に認識可能な事実の証明が必要である、としたものである。同条約の三条一項一文は、債務者の主たる利益の中心地を管轄する裁判所に国際裁判管轄を認め、かつ二文において主たる利益の中心地が定款上の住所であるとの推定規定をもうけている。そこで、本件では、親会社の定款上の住所地国であるイタリアに主たる利益の中心地があるのではないかが問題となったものである。なおヨーロッパ裁判所は、締約国の裁判所で倒産手続が開始された場合における、他の締約国の裁判所による管轄審査のあり方、また承認の前提としての手続開始の意義についても判示している。評者は、本判決においては主たる利益の中心地に関する判断基準が明確でないという難点があることを指摘しつつ、わが国の国際倒産法制においてこの点を考慮した上記条約と同様の立法を提言している。

（信山社・A5判・三二四頁・八四〇〇円・税別）

栗田 陸雄